

産業廃棄物の保管の届出に添付する書類

1. 保管を行う事業場の平面図及び当該事業場の付近見取図
2. 保管場所（当該保管に係る構造物を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
3. 保管を行う事業場において処分を行う場合にあっては、当該処分に係る実施計画書並びに当該処分のための施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
4. 保管を行う事業場における産業廃棄物の保管量に係る設計計算書（廃棄物処理法第12条第2項、第12条の2第2項に規定する保管基準）
5. 保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる部分のある場所にあつては、構造耐力上安全であることを示す構造計算書
6. 届出者が保管場所及び施設の所有権を有することを証する書類（土地の登記事項証明書）。また、届出者が所有権を有しない場合は、使用する権原を証する書類（土地の登記事項証明書及び賃貸借契約書の写し等）
7. 保管に係る産業廃棄物の処理の全部又は一部を他人に委託する場合にあっては、当該委託の契約に係る書類の写し
8. 帳簿の備付け場所を明らかにした図面

※ 土地の登記事項証明書については原本の提出をお願いします。

※ 提出部数は正副各1部（副はコピーで結構です。）